

提出書類確認図 (チェックシートで「希望します」を選択された方は確認願います。)

現在(令和4年6月)、就学支援金の認定を受けていますか。

はい

いいえ

前回の受給資格認定申請又は収入状況届出において就学支援金の所得確認書類として個人番号(マイナンバー)を提出しましたか。

はい

いいえ

前回の受給資格認定又は収入状況届出から次の①、②の状況変更がありましたか。

- ①親権者等を変更しました。
(離婚・養子縁組等による保護者等変更、死別等)
- ②住民票(課税市町村)を移しました。
(R4.1.1現在の住民票上の在住市町村がR3.1.1時点と違う場合)

はい

いいえ

Aへ

Bへ

所得確認書類として個人番号(マイナンバー)を提出しますか。(新規申請※1の方又は課税証明書等からマイナンバーへの変更者)

はい

いいえ

※1「新規申請」とは①初めて申請する方、②前回申請したが不認定となり、今回再申請をする方、を指します。

新規申請
ですか。

就学支援金の受給対象となる所得判定基準を満たしますか。
【令和4年度の「市町村民税の課税所得×6%－市町村民税の調整控除額」が304,200円未満(注)】

はい

いいえ

はい

所得判定基準を満たすため、就学支援金の届出をします。

注 令和4年度の課税証明書、課税証明書補足様式により確認します。
早生まれの生徒で扶養控除の適用が1年遅くなる場合は、課税標準額相当額から33万円を減じた額。(H18.1.2～18.4.1生まれが該当)

いいえ

所得判定基準を満たさないため、就学支援金の届出をしません。

上記の令和4年度とは、R3.1.1～R3.12.31分の収入です。

A 提出書類

- ①届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート
- ②収入状況届出書(2回目以降)←該当欄に☑
(変更後の親権者等、住民票(課税地)所在市町村を記入してください。)
- ③所得に関する書類(個人番号カード等の写し)
(親権者の変更により新規で個人番号(マイナンバー)を提出する場合)
(別紙「高等学校等就学支援金提出書類について」参照)

B 提出書類

- ①届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート
(個人番号(マイナンバー)提出者で、前回の申請から親権者等及び住民票の移動が無い場合)

C 提出書類

- ①届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート
- ②受給資格認定申請書(初回時)←該当欄に☑
- ③所得に関する書類(個人番号カード等の写し)
(別紙「高等学校等就学支援金提出書類について」参照)

D 提出書類

- ①届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート
- ②収入状況届出書(2回目以降)←該当欄に☑
- ③所得に関する書類(個人番号カード等の写し)
(別紙「高等学校等就学支援金提出書類について」参照)

- 前回の受給資格認定申請又は収入状況届出時に申請書を提出した方のうち、学校から「認定」の通知を受けた方
- 前回の受給資格認定申請又は収入状況届出時に申請書を提出した方のうち、学校から「不認定」の通知を受けた方
- 令和4年7月に新規申請する方

Eへ

Fへ

E 提出書類

- ①届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート
- ②収入状況届出書(2回目以降)←該当欄に☑
- ③所得に関する書類ア、イの両方又はウの証明書
(別紙「高等学校等就学支援金提出書類について」参照)

F 提出書類

- ①届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート
- ②受給資格認定申請書(初回時)←該当欄に☑
- ③所得に関する書類ア、イの両方又はウの証明書
(別紙「高等学校等就学支援金提出書類について」参照)

①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」のみ提出
チェックシートの項目2に「届出しません」もしくは「申請しません」にチェックを入れて提出してください。

(注意!)「届出しません(申請しません)」にチェック✓を入れ提出した場合、後に誤りに気付いても、過去に遡っての就学支援金の支給は出来ません。支援金を受給するには、再度、申請書類一式を学校に提出する必要があります。(支給は申請書等を提出した日の属する月から)
もう一度「課税証明書等」の確認をお願いいたします。

授業料納付

令和4年7月～令和5年6月